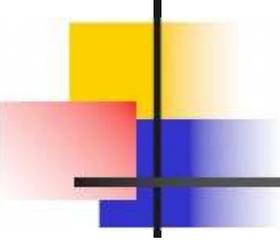


令和4年度第1回
別府市国民健康保険運営協議会

【報告事項】

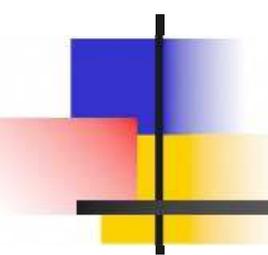
令和5年1月30日
別府市いきいき健幸部保険年金課



内容

I. 国民健康保険事業の状況

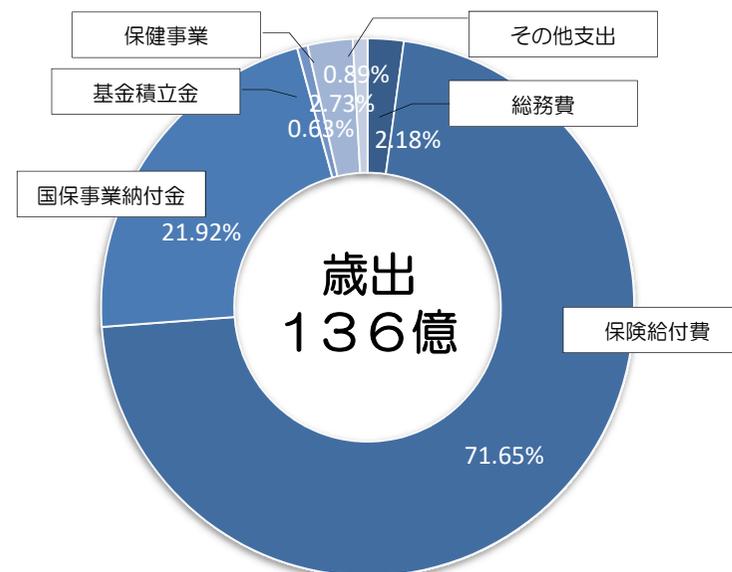
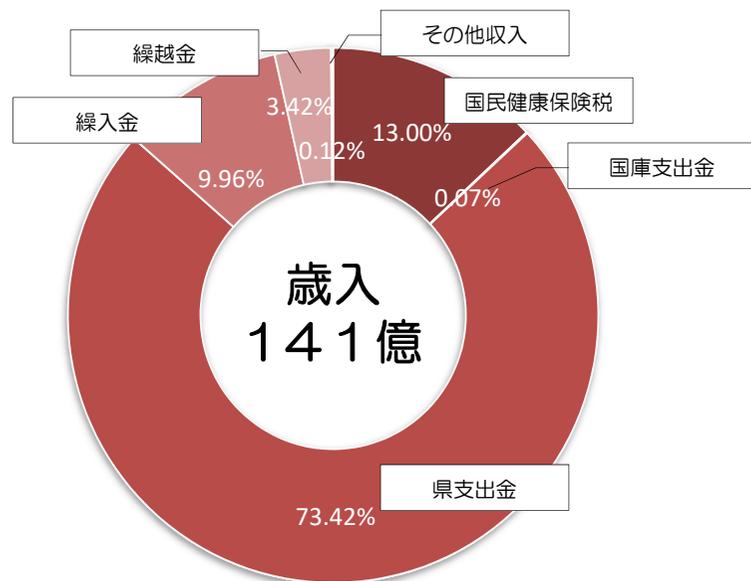
1. 令和3年度決算	P3
2. 収支の推移	P4
3. 医療費・被保険者数の推移	P5
4. 1人当たり医療費（区分別）の推移	P6
5. 収納状況の推移（現年度分）	P7
6. 収納率向上の取組	P8
7. 令和5年度予算	P9
8. 制度改正に係る変更事項	P10
9. 保健事業	P13



I . 国民健康保険事業の状況

1. 令和3年度決算

・令和3年度の決算は、前年度繰越金の発生、収納率の向上や普通交付金の超過交付などの理由により、約5億3千7百万円の黒字となりました。



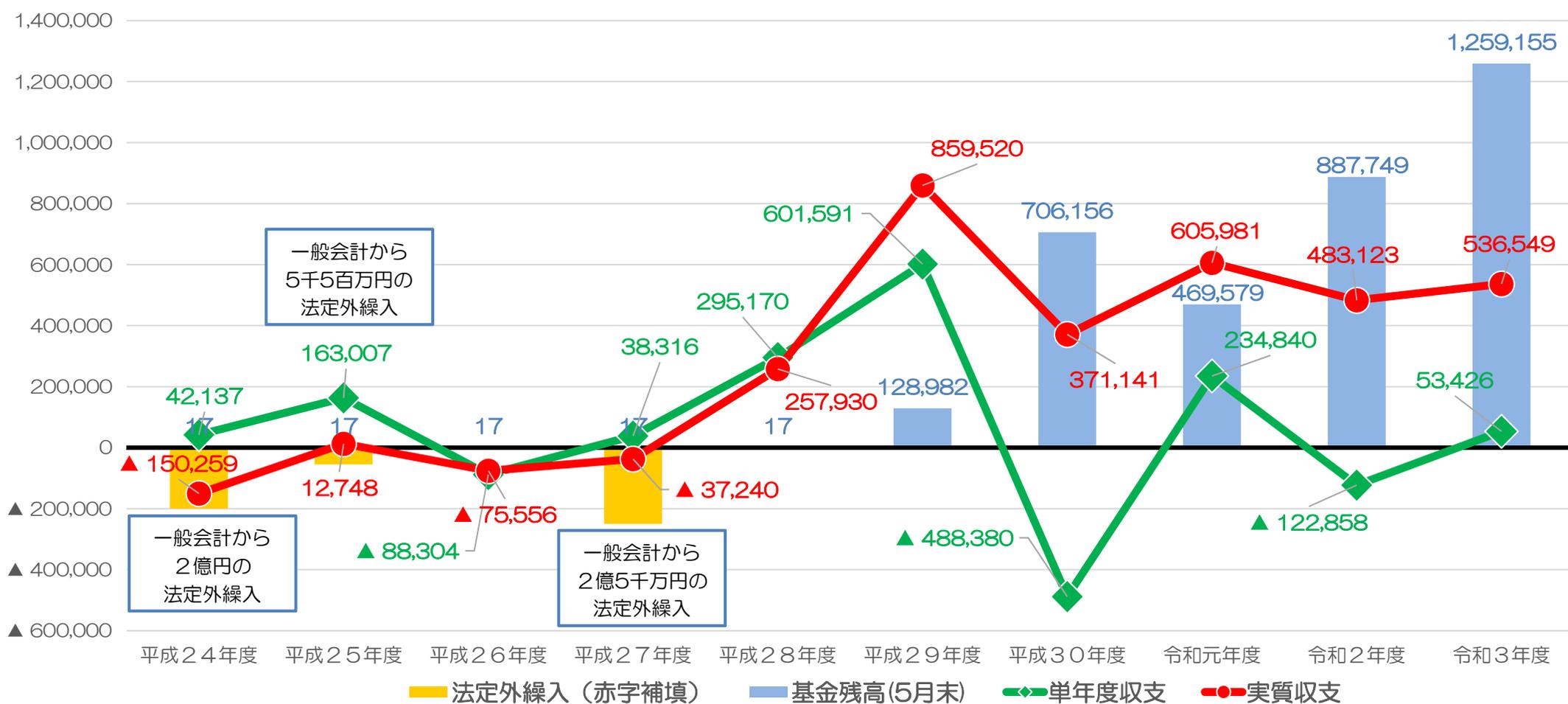
【歳入費目】	金額（百万円）
国民健康保険税	1,835
国庫支出金	10
県支出金	10,365
繰入金	1,406
繰越金	483
その他収入	18
計	14,117

【歳出費目】	金額（百万円）
総務費	296
保険給付費	9,730
国保事業費納付金	2,977
保健事業費	86
基金積立金	371
その他支出	120
計	13,580

2. 収支の推移

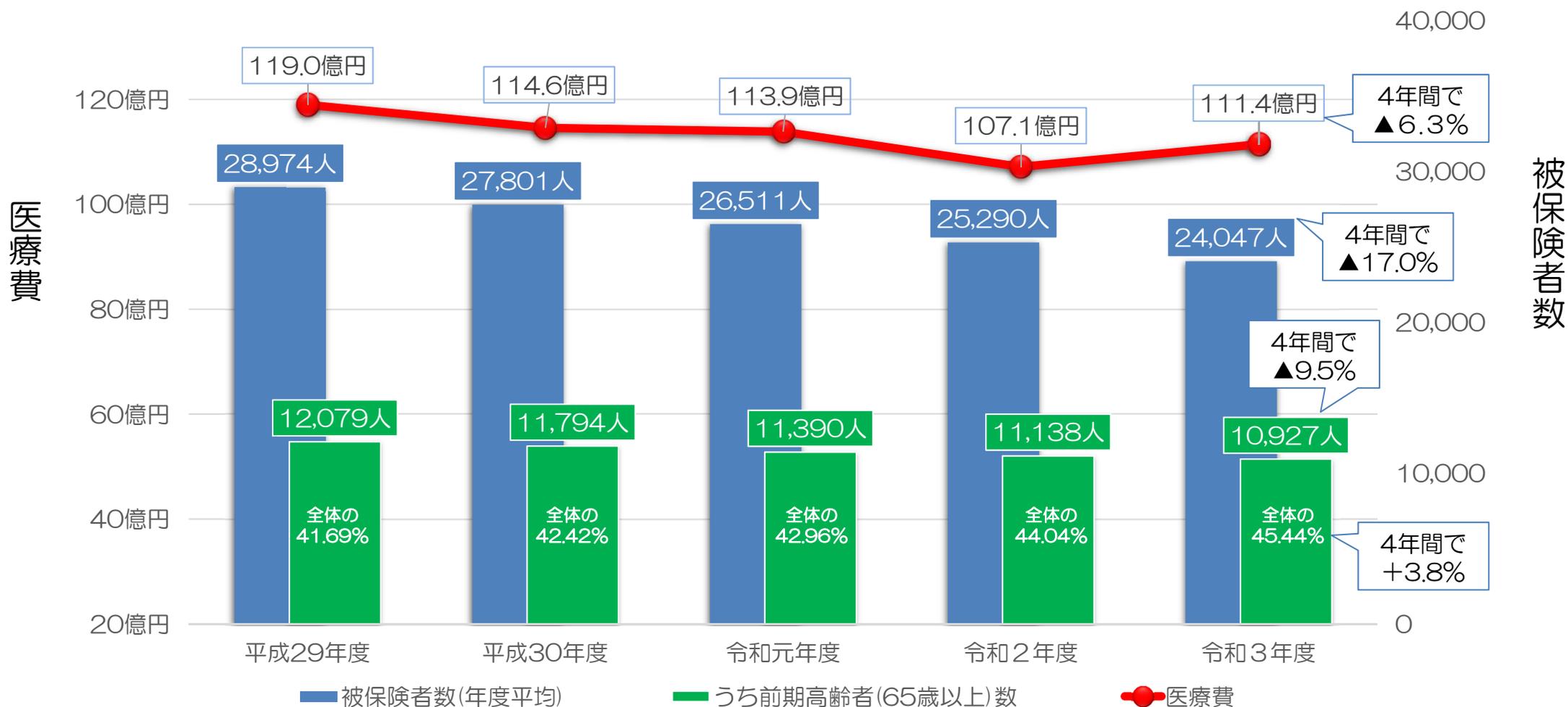
(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
単年度収支	42,137	163,007	▲ 88,304	38,316	295,170	601,591	▲ 488,380	234,840	▲ 122,858	53,426
実質収支	▲ 150,259	12,748	▲ 75,556	▲ 37,240	257,930	859,520	371,141	605,981	483,123	536,549
基金残高(5月末)	17	17	17	17	17	128,932	706,156	469,579	887,749	1,259,155



3. 医療費・被保険者数の推移

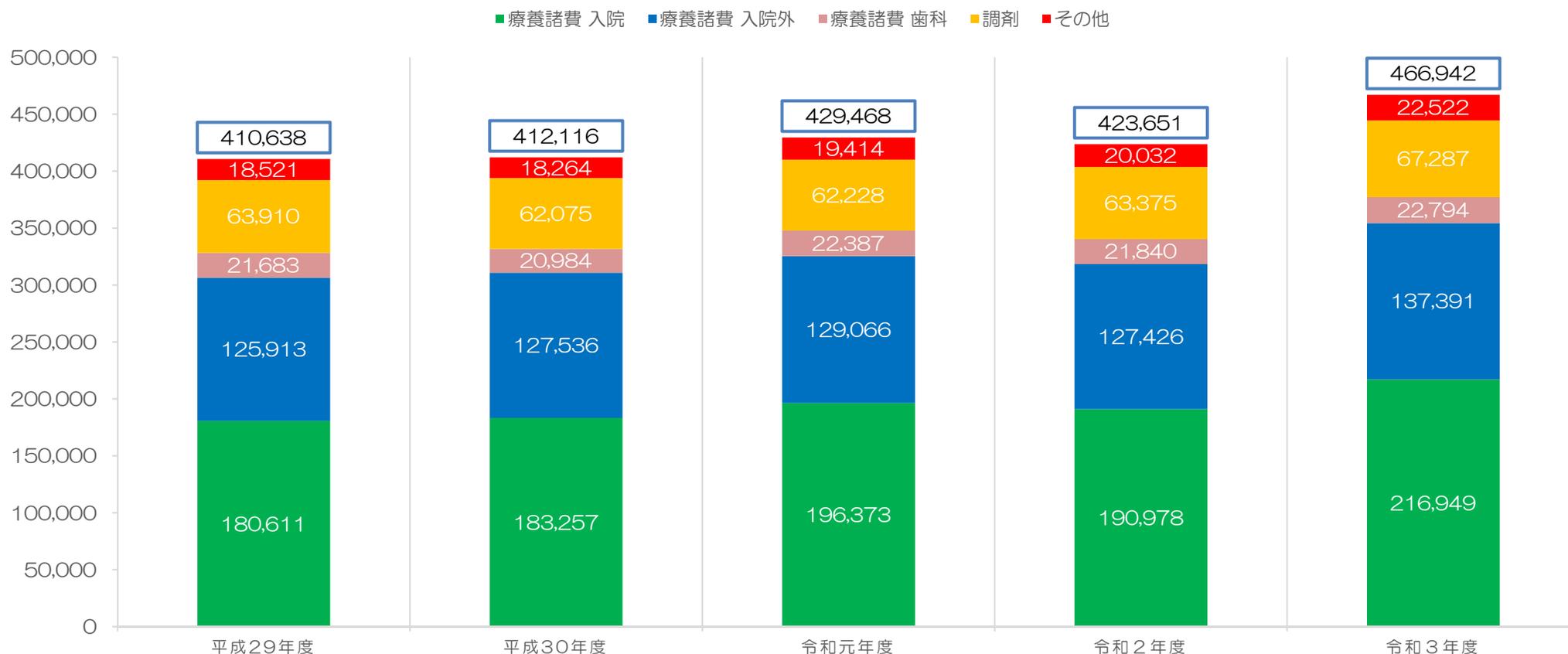
- ・ 医療費は被保険者数の推移に伴い、緩やかな減少傾向が続いています。
- ・ 被保険者数は、後期高齢者への移行（令和3年度:1,284人）などにより、減少しています。
- ・ 被保険者数に占める前期高齢者の割合は4年間で3.8ポイント上昇しています。



4. 1 人当たり医療費（区分別）の推移

- 令和3年度は前年のコロナ禍による受診控えの反動などにより、前年比で+10.22%と、1人当たり医療費は大幅な増加となりました。
- 全体の約80%を占める療養諸費（入院・入院外・歯科）は軒並み増加となりましたが、特に入院が13.60%と大きく増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

一人当たり医療費推移

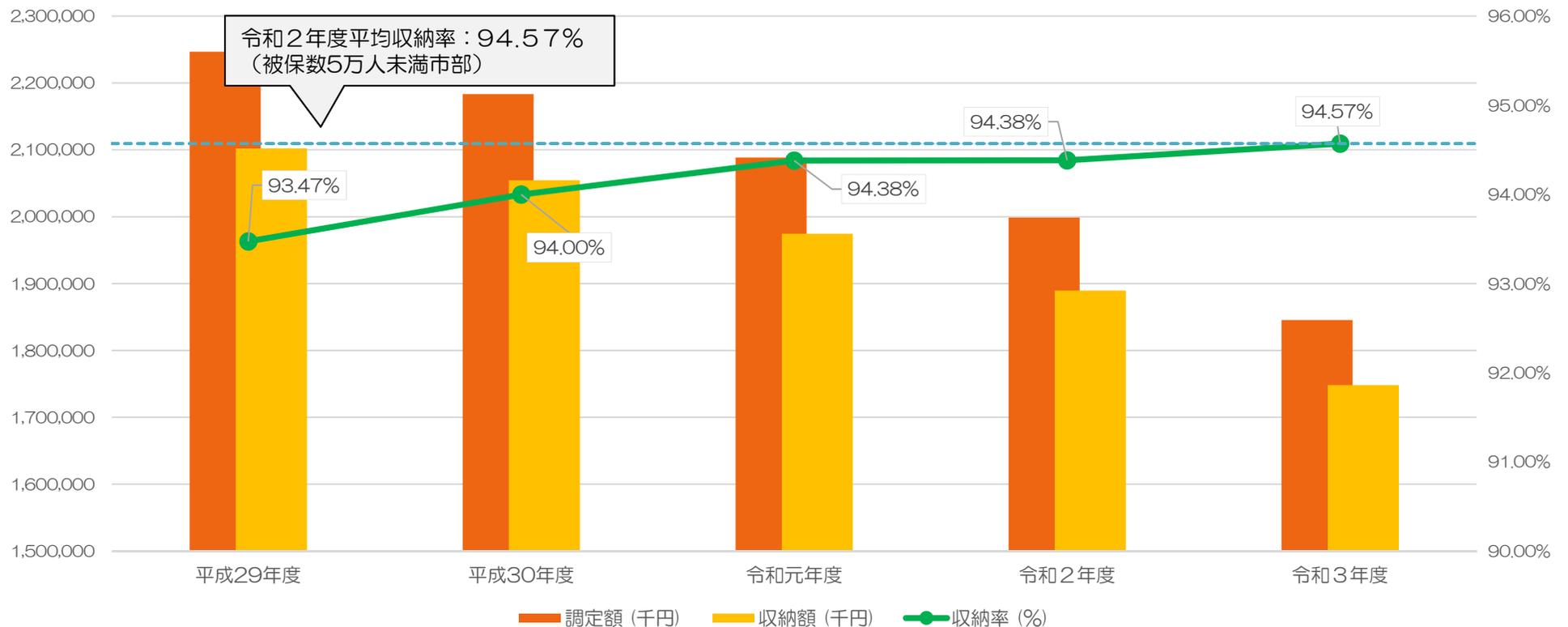


5. 収納状況の推移（現年度分）

・ 令和3年度の現年度分は、税率改定（所得割▲1.5%）の影響で前年度に比べて調定額が減少したこともあり、収納額は約1億4千2百万円の減少となりました。収納率は増加（94.57%）となっています。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定額 (千円)	2,246,638	2,183,326	2,088,384	1,998,752	1,845,365
収納額 (千円)	2,102,076	2,054,528	1,974,594	1,889,633	1,748,080
収納率 (%)	93.47%	94.00%	94.38%	94.38%	94.57%

現年度分収納額の推移



6. 収納率向上の取組

・健全な財政運営を行うことができるよう、収納率向上のために様々な取組を行っています。

(1) 保険税収納率向上の取組

- 督促納期限を過ぎても未納である滞納者に対する納付催告（年3回）
（滞納分の納付書に差押予告書等の文書を同封し送付）
- 短期被保険者証の交付による納税協議の機会の確保
- コンビニ収納の実施（平成29年度～）
- 滞納処分を行うための財産調査（預金、生命保険等）の実施
- 財産調査に基づく過年度分の滞納額の差押の強化

(2) 滞納処分の強化

（単位：世帯、千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込
差押件数（世帯数）	347	429	422	368	428
差押金額（換価金額）	19,520	21,319	21,165	15,542	21,881

※差押は、納税義務者である世帯主に対して行います。

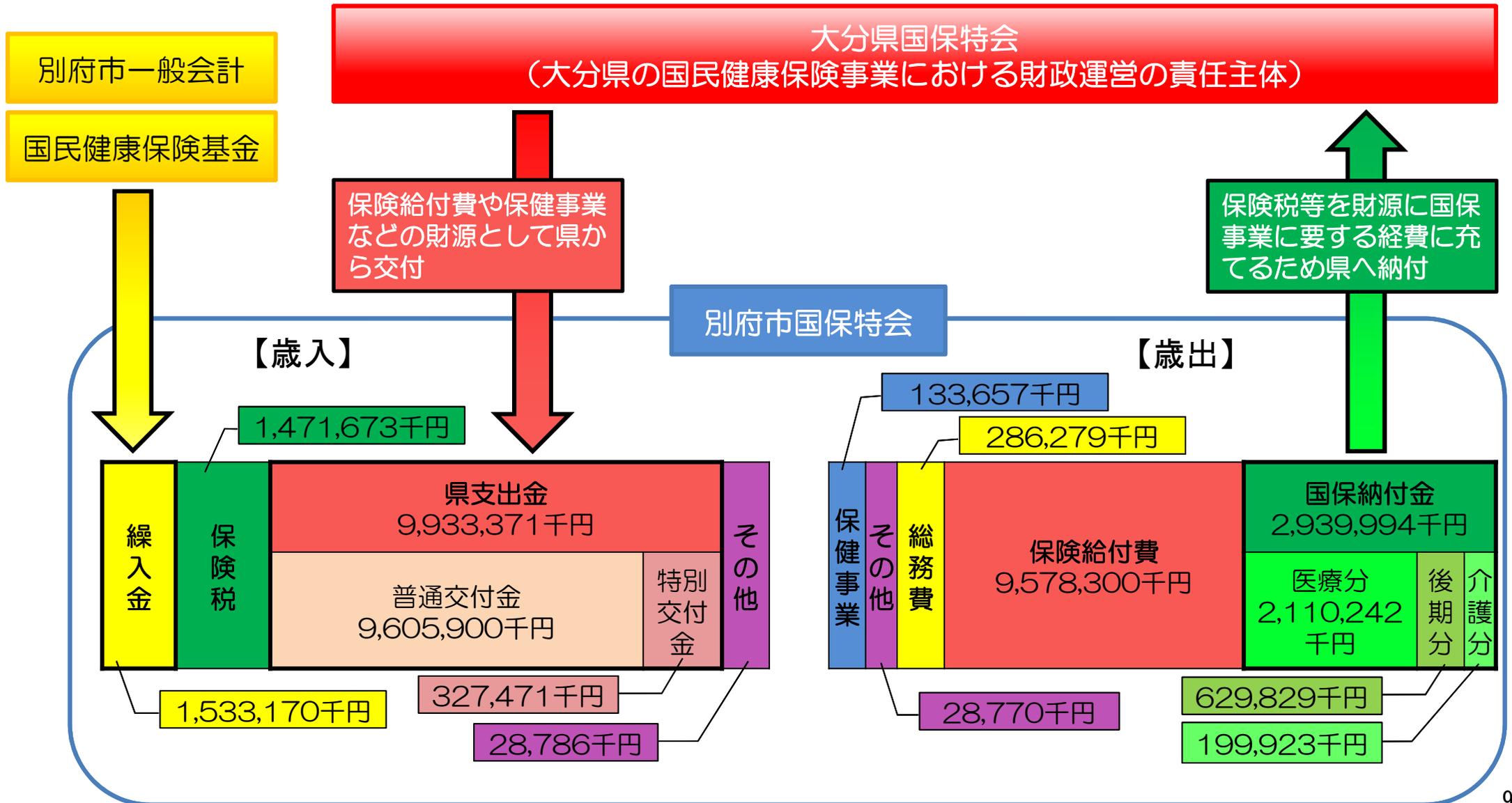
※差押金額（換価金額）とは、その年度に差押え着手したもののうち、年度末までに取立まで至った金額。

※令和3年度見込み額は、1月中旬実績より、3末まで同条件で推移したものと推計。

7. 令和5年度予算

令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計予算（案）

➤ 歳入・歳出予算総額：12,967,000千円（前年比 ▲286,000千円）



8. 制度改正に係る変更事項（①軽減判定所得の見直し）

1. 大綱の概要（国保部分抜粋）

- ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、下記のとおりとする。

・令和4年12月23日閣議決定
・令和5年度以後の
国民健康保険税について適用

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円(現行:28.5万円)に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円(現行:52万円)に引き上げる。

2. 改正の内容

現行

軽減基準	軽減判定所得
7割	①基礎控除額(43万円)+②10万円×(給与所得者等の数【※1】-1)
5割	①基礎控除額(43万円)+ <u>28.5万円</u> ×(被保険者数【※2】)+②
2割	①基礎控除額(43万円)+ <u>52万円</u> ×(被保険者数【※2】)+②

改正後

軽減基準	軽減判定所得
7割	①基礎控除額(43万円)+②
5割	①基礎控除額(43万円)+ 29万円 ×(被保険者数【※2】)+②
2割	①基礎控除額(43万円)+ 53.5万円 ×(被保険者数【※2】)+②

※1 被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

- ・低所得者に対する軽減措置の判定所得について、消費者物価など経済動向等を踏まえ、見直しを実施することで保険税負担の軽減を図る。
- ・令和5年4月1日からの恒久措置。

(注) 令和4年12月23日「令和5年度税制改正の大綱」の閣議決定を踏まえ、年度内に地方税法施行令が改正・施行される見通し。

8. 制度改革に係る変更事項（②出産時における保険料負担の軽減）

1. 制度導入の趣旨

・令和5年1月16日審議会資料より
 ・令和6年1月施行(予定)

- ・子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4カ月）の保険料（税）を免除する。

(参考) 健保法等改正法参議院附帯決議（令和3年6月）

国民健康保険については、被用者保険と異なり（略）産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

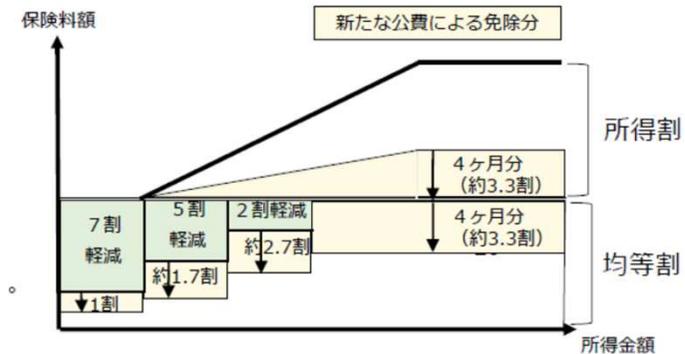
2. 制度の内容（スキーム）

- ・対象は、出産する被保険者とする。
- ・当該被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割及び所得割保険税を免除。
- ・令和6年1月実施予定。
- ・また、免除相当額は公費による負担（国1／2、県1／4、市1／4）を予定。

○出産予定日、または出産日が1月15日の場合

国保税の区分	4月～11月分	12月～3月分
所得割	賦課	出産する被保険者分免除
均等割	賦課	出産する被保険者分免除
平等割	賦課	賦課

【免除に係るイメージ（国資料（※）から）】



(注) 現在審議中の内容であり、今後の審議会、政府、議会の動向などにより変更となる可能性があります。

8. 制度改革に係る変更事項（③出産育児一時金支給額の引き上げ）

1. 引き上げの趣旨

・令和4年12月15日審議会資料より
・令和5年4月1日施行

- ・ 出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、公立病院以外の私的病院、診療所を含む全施設の平均出産費用と近年の伸びを勘案して全国一律での引き上げを行う。
- ・ 子育てを社会全体で支援する観点から、費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入する（後期高齢者支援金との相殺）。

2. 改正の内容

現行

	金額
出産育児一時金	40万8千円
産科医療補償掛金	1万2千円

改正後

	金額
出産育児一時金	48万8千円
産科医療補償掛金	1万2千円



- ・ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた**50万円**となる。
- ・ 国は今後、出産費用の見える化を推進し、支援の在り方や増額に関するルールを議論したうえで、3年後をめどに制度を見直す予定。

9. 保健事業

①特定健診 R3受診者数:5,818名/15,689名

40～74歳対象。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の健診。



②特定保健指導 R3実施者数:151名/554名

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険度が指摘された人を対象に、危険度に応じて実施。



③生活習慣病の重症化予防

治療中の方には治療効果が上がるよう生活習慣改善の指導を実施。R3実績:368名/388名

未治療の方には確実に医療受診していただけるよう受診勧奨を実施。R3実績:95名/95名

特に、高血圧、糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎臓病の指導を重視。

④慢性腎臓病(CKD)対策

CKDの予防及び重症化予防を図るため、保健指導の他、市民講座の開催や健康特集号での啓発、世界腎臓病デーに合わせたパネル展示などを実施。

⑤重複服薬者に対する適正服薬に向けた改善指導 R3実績:11名

⑥歯周病検診

・40歳を対象に市内指定医療機関にて無料で実施。
R3受診率:12.0% (R2受診率:5.9%)

・【R4年度新規事業】特定健診受診者(集団健診)対象に歯周病検査を実施 実績:46名/94名

⑦早期介護予防(フレイル)対策

健診結果から対象者を抽出し、保健指導を実施。

R3実績:83名/115名